

佐賀県職員 of 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第二十三号

佐賀県職員 of 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

則

佐賀県職員 of 管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の農林水産商工本部の項中

国際戦略推進監

三種

を

国際戦略推進監

三種

特区調整監

四種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年九月一日から施行する。